

子供が小学校から高校までの期間で子供が対人トラブルになった際の保険で、
 月々390円～130円でご加入いただけます。

弁護士保険とは？

- 被保険者が責任開始日以降に「いじめ、長期欠席、自殺（自殺未遂は含みません。）」の事象に遭遇し、保険契約者が、その件に関して、学校、法務局、または警察等の公的機関に相談した後に、保険契約者または被保険者が弁護士相談または弁護士相談費用保険金の支払い対象となる弁護士委任(注)を行った場合、当社の定める費用（電話代等の通信費、または、対面等のための交通費等を含みます。）を保険金として支払います。
 (注)弁護士委任とは、保険契約者が、学校に対する転校を求める交渉、学校または特定の相手方に対する示談交渉、学校または特定の相手方に対する裁判を弁護士(ただし、業務停止中の弁護士は除く。)にご契約者の代りに行ってもらうことです。
- 当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
- なお、保険契約の申込を行った日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額を受け取り、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。

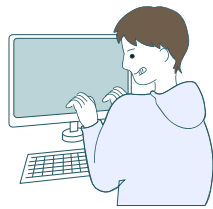
○支払われる例

学校、警察、法務局に相談を行ったうえで、弁護士に相談等した際に補償の対象になります。
 例えば、次のような事例等が補償対象になります。

- 1.子供がゲームで課金して高額請求されている場合。
- 2.子供が好きなテレビ番組を違法アップロードしている場合。
- 3.子供の写真が勝手にアップロードされている場合
- 4.学校に転校を相談しても応じてくれない場合



身に覚えのない請求？
 子供の身に何か起こっている？



子供が著作権侵害？子供の
 身に何か起こっている？



子供の写真が拡散？発信
 者情報開示請求を検討



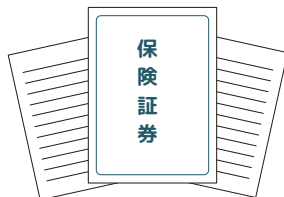
いじめが改善されない。
 学校に転校を依頼したい。

×支払われない例

例えば、次のような場合は、保険金の支払いの対象にはなりません。また、親個人の相談は補償の対象外です。
 お申込の際に、約款および重要事項説明書を必ずご確認ください。



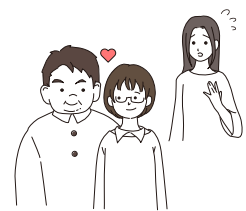
学校、法務局、警察へ相談して
 いない場合は対象になりません。



責任開始日前に起こっている
 問題は対象にはなりません。



親の離婚や虐待等による
 相談は対象外です。



子供に全く関係のない
 相談は対象外です。

お支払いする保険金

名称	保険金額	支払事由
弁護士委任前 相談費用 保険金	最大 10 万円 自己負担割合 相談費用の10%	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、保険契約者または被保険者が弁護士相談を行った場合、親子のための就学トラブル相談保険 普通保険約款別表 2 に定める費用（電話代等の通信費または、対面等のための交通費を含みます。）を保険金として支払います。 2. 弁護士委任前相談は、保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と弁護士からの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 3. 弁護士相談の保険金支払の都度、自己負担額は保険金受取人の負担になります。 4. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り自己負担割合相談費用を除いた額を相談した弁護士に保険金を直接支払います。 5. 日本弁護士連合会に所属する弁護士に限りです。ただし、業務停止中の弁護士は除きます。 6. 日本の裁判所で行う裁判及び日本の法律に則るものに限りです。 7. 支払われる保険金額については、普通保険約款 別表 2 に定める支払額、1 保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。

名称	保険金額	支払事由
弁護士委任費用保険金	最大 10 万円 自己負担割合 相談費用の10%	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、弁護士委任前相談費用保険金の支払い対象となる相談を行った後に、保険契約者または被保険者が弁護士委任を行った場合は、当社が定める費用を保険金として支払います。 2. 弁護士を委任した際の弁護士報酬は、着手金方式または時間報酬制方式のいずれかの方式に対して保険金を支払います。なお、着手金方式と時間報酬制方式の併用はできません。 3. 弁護士報酬における着手金方式は、着手金、日当、実費を支払います。 4. 弁護士報酬における時間報酬制方式は、1 時間当たりの委任事務処理単価である 2 万円に、その処理に要した時間（移動に要した時間を含む。）を乗じた額によって計算された額と実費を支払います。 5. 裁判外の委任における時間報酬制方式に関して、終了時期が明確でない場合は、保険契約者または被保険者が弁護士と最後に打ち合わせを行った日から 90 日経過した日の翌日をもって委任は終了したものとします。 6. 弁護士委任費用保険金は 200 万円を限度として支払いますが、着手金方式において経済的利益が算出計算できない場合は 60 万円を限度とします。 7. 弁護士委任の保険金支払の都度、自己負担額は保険金受取人の負担になります。 8. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と弁護士からの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 9. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り自己負担割合委任費用を除いた額を委託した弁護士に保険金を直接支払います。 10. 日本弁護士連合会に所属する弁護士に限りです。ただし業務停止中の弁護士は除きます。日本の裁判所で行う裁判及び及び日本の法律に則るものに限りです。 11. 支払われる保険金額については、当社が定める支払額、1 保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。

保険料 (月払)	保険料		
	小学校	中学校	高校
	390 円	250 円	130 円

保険金をお支払しない主な場合

本保険において、保険金を支払われない場合は次のとおりです。

①免責理由は次のとおりです。

弁護士委任前相談費用保険金

(注 1)

弁護士委任費用保険金

(注 1)

次のいずれかにより支払事由に該当したとき

1. 保険契約者または被保険者の暴力行為またはいじめ行為。
2. 保険契約者または被保険者の犯罪行為または闘争行為。
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
（注 2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
4. 国または公共団体の強制執行または即時強制
5. 被保険者とその親族（注 3）との間で生じた紛争。（注 3） 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。

(注 1) 被保険者が遭遇するいじめ、長期欠席、自殺の事故において、加害者と被害者に関する事実判断について慎重を期す必要があり、被保険者が事実とは異なり真の加害者ではないにも関わらず加害者として扱われていたこと等が判明した場合、被害を受けた被保険者として親子のための就学トラブル相談保険 普通保険約款第 10 条（保険金の請求、支払の手続き）に基づき、弁護士委任前相談費用保険金、弁護士委任費用保険金において該当する保険金を支払います。

②免責事由ではなく、当社が保険金を支払わない場合は次のとおりです。

1. 契約日の前日までに、被保険者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に遭遇していた場合、または保険契約者が「いじめ、長期欠席、自殺」の事由に対して学校、法務局または警察等の公的機関に相談していた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
2. 保険事故が発生する前に、弁護士相談、弁護士委任を行っていた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
3. 被保険者および保険契約者が、故意または重過失により事実の告知または事実の表示をしない、もしくは不実の告知または不実の表示（改ざんを含みます。）を行った場合は、保険金を支払いません。

❗ その他 注意事項

次については、理解したうえでお申してください。

1. 弁護士委任費用保険金が限度額に達した際は、保険契約は消滅します。
2. 被保険者が高等学校（高等専門学校または看護高等学校を含みます。）を退学した際は、保険期間の満了日まで保険契約を継続できます。また被保険者が高等学校を退学した後に別の高等学校に再入学した場合も保険契約を継続できます。ただし、被保険者が 18 歳に達する学校等の教育機関の事業年度末までとします。
3. 裁判外の委任において弁護士報酬に時間制報酬方式を採用した場合は保険契約者が弁護士と最後に打ち合わせを行った日から 90 日を経過した時点で弁護士委任費用保険金は終了し、本保険契約は消滅します。